

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力、かつ、効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策に協力するものとする。

第1 市の活動体制

1 市災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置

- 1) 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めるときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了したときは、本部を解散する。

■設置基準

- 1 気象庁の発表に関わらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで市長が必要と認めるとき。
- 2 市内において震度5強以上を観測したとき。

- 2) 市長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通報する。

- ① 県知事
- ② 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ③ 市民
- ④ 自衛隊
- ⑤ 伊達警察署長
- ⑥ その他市防災会議委員
- ⑦ 隣接市町村
- ⑧ 報道機関

(2) 現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第1節第1 1 (2)」を参照するものとする。

(3) 県の現地対策本部との連絡調整

このことについては、「一般災害対策編 第2章第1節第1 1 (3)」を参照するものとする。

(4) 災害対策本部組織

このことについては、「一般災害対策編 第2章第1節第1 1 (4)」を参照するものとする。

(5) 本部設置の場所

このことについては、「一般災害対策編 第2章第1節第1 1 (5)」を参照するものとする。

第2 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第1節第2」を参照するものとする。

第3 特別警戒本部

市内に地震災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、総合的かつ迅速な災害応急対策を講ずるための本部設置に至るまで、又は本部の設置に至らない程度の災害において、必要と認められた場合には、動員配備体制の定めるところにより特別警戒本部を設置する。

第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員指示伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前

区分	動員配備体制・内容	配備時期
警戒配備	消防防災課、総合支所及び関係課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1. 市内において震度4の地震が観測されたとき。 2. その他消防防災課長及び関係課長が特に必要と認めたとき。
特別警戒本部	関係部等の係長・副主幹以上及び所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1. 市内において震度5弱の地震が観測されたとき。 2. 副市長が特に必要と認めたとき。

2 災害対策本部設置後

区分	動員配備体制・内容	配備時期
非常配備体制 1号体制	それぞれの班は、その職員の1/2を動員する。ただし、消防防災課、農林整備課、農業委員会事務局及び土木課は全員とし、総合支所は支所長の裁量により対応する。	1. 気象庁の発表に関わらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで市長が必要と認めたとき。
非常配備体制 2号体制	全職員	2. 市内において震度5強以上を観測したとき。

第2 職員の配備体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2節第2」を参照するものとする。

第3 各配備基準における配備人員

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2節第3」を参照するものとする。

■地震災害時の配備編成計画

部名	班名	配備要員の数			
		警戒配備 (震度4)	特別警戒本部 (震度5弱)	非常配備体制 1号配備	非常配備体制 2号配備
総務部	総括		部長・理事兼地域振興対策政策監	部長・理事兼地域振興対策政策監	部長・理事兼地域振興対策政策監
	総務班	課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	人事班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	秘書広報班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	行政委員会事務局班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	総合支所班	課長補佐相当職1名以上及び業務環境担当1名以上、消防交通担当1名以上の3名以上。	全員	全員	全員
市長直轄	総括		直轄理事兼放射能対策政策監	直轄理事兼放射能対策政策監	直轄理事兼放射能対策政策監
	総合政策班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	放射能対策班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
財務部	総括		部長	部長	部長
	財政班 (契約検査室含む)		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	税務班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	収納班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
市民生活部	総括		部長	部長	部長
	消防防災班 (災害対策本部事務局)	2名以上	全員	全員	全員
	生活環境班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	市民班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	市民協働班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
健康福祉部	総括		部長・理事兼健康対策政策監	部長・理事兼健康対策政策監	部長・理事兼健康対策政策監
	社会福祉班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	高齢福祉班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	国保年金班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	健康推進班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	健康都市づくり班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
こども部	総括		部長	部長	部長
	こども支援班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	こども育成班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	幼稚園・保育園・認定こども園班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
産業部	総括		部長	部長	部長
	農林整備班	課長 農林整備係長	全員	全員	全員
	農政班		課長 農業振興係長 農政企画係長 農林業振興公社担当	全員	全員
	商工観光班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	農業委員会事務局班		事務局長・副主幹以上	職員1/2	全員
建設部	総括		部長	部長	部長
	管理班	課長	全員	全員	全員
	土木班	課長・維持係長	全員	全員	全員
	都市整備班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	高速道路推進班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
出納部	総括		会計管理者	会計管理者	会計管理者
	会計班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
教育部	総括		部長	部長	部長
	教育総務班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	文化班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	学校教育班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	給食センター班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
上下水道部	総括		部長	部長	部長
	水道総務班	水道総務課1名	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	施設工事班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	下水道班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員
議会事務局	総括		事務局長	事務局長	事務局長
	庶務・議事班		係長・副主幹以上	職員1/2	全員

第4 非常配備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2節第4」を参照するものとする。

1 夜間・休日等勤務時間外の体制

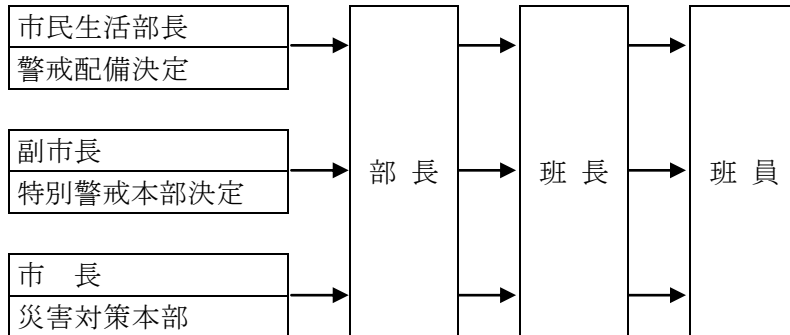
このことについては、「一般災害対策編 第2章第2節第4 1」を参照するものとする。

2 災害対策要員の動員

(1) 災害対策要員の動員伝達は、それぞれの配備決定に基づいて作成した緊急職員出動連絡体制表により消防防災課が、電話・職員参集システム等によって行う。

(2) 各部は、動員伝達の徹底を図るため、予め定めた部内の連絡網により伝達を行う。

【動員系統図】



(3) 動員に使用する電話及び有線放送などが不通の場合は、自動車、バイク等を使用して連絡するものとする。

第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2節第5」を参照するものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

(市民生活部、伊達警察署、福島地方気象台、防災関係機関)

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、市内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

気象庁・仙台管区気象台及び福島地方気象台が発表する地震に関する情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

(1) 情報等の種類

- ① 地震情報（震源・地域情報、地震の規模「マグニチュード」、余震の状況に関する情報）
- ② 各地の震度に関する情報（震源・観測点震度に関する情報）

(2) 福島地方気象台の情報発表基準

- ① 震度観測点のうち1箇所以上において震度3以上の地震を観測したとき（「地震情報」及び「震度速報」）及び震度1以上の地震を観測したとき（「各地の震度に関する情報」）。
- ② その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ③ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) 地震情報等の受理伝達

市は、地震情報を受理したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の必要な措置を行う。

第2 被害状況の収集、報告

1 被害調査

市及び防災関係機関は、地震災害が発生した場合、直ちに市内の被害状況について調査を行う。この場合、必要に応じて目視、撮影及びビデオ等の映像情報を活用し、早期、かつ、適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び市民の生活維持に直接関係する住家、医療・衛生施設、電力・上下水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

2 被害状況等の報告

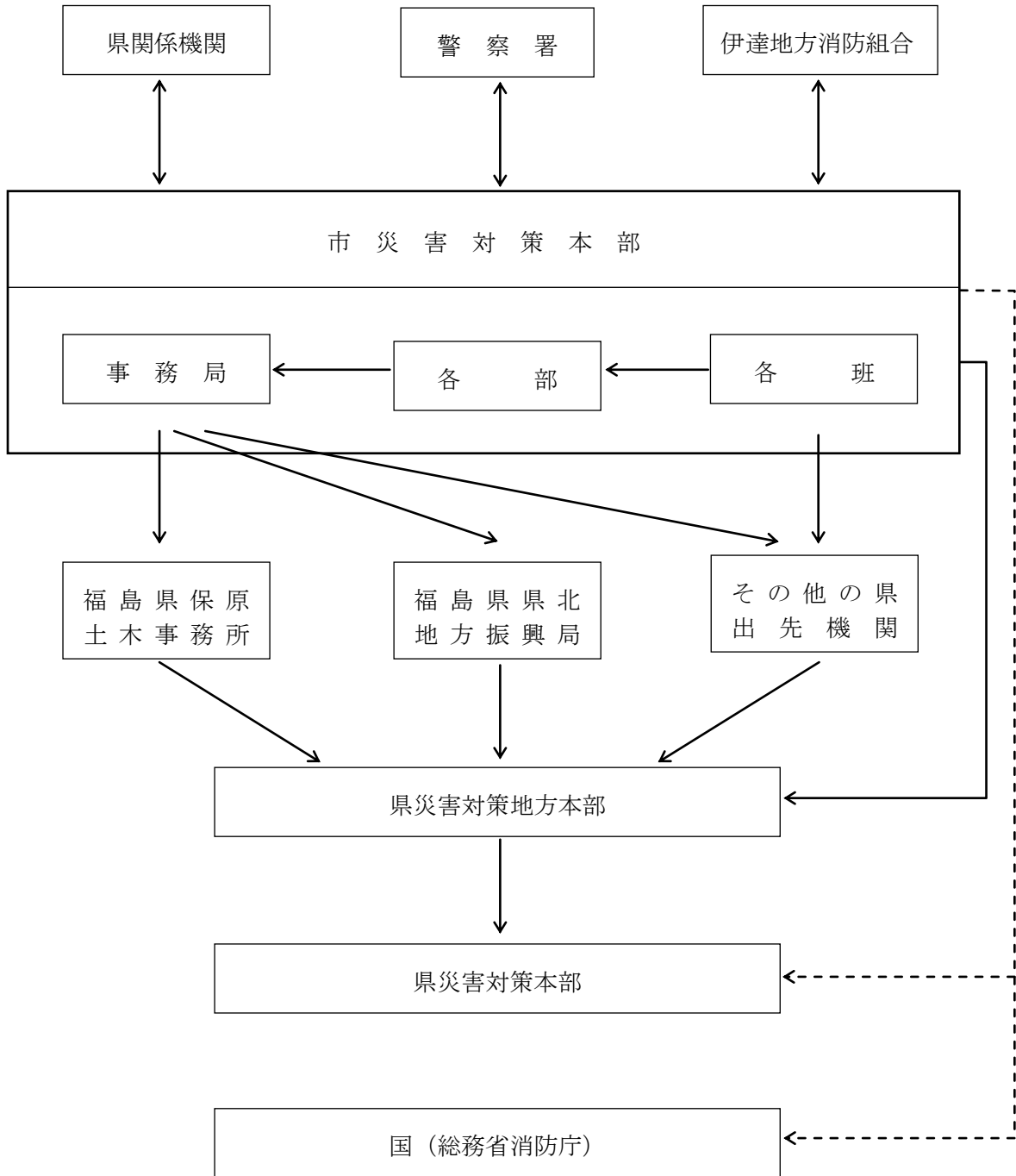
市及び防災関係機関は、地震災害発生後に調査収集した被害状況等について、「報告の系統図」のとおり、速やかに報告する。市の県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークシステムの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、合わせて地方振興局にも報告するものとする。

この場合において、市が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、県北地方振興局へ報告することができない場合においては、直接、災害対策課に報告を行うものとする。

また、地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が

殺到する場合は、市は、その状況を直ちに電話により総務省消防庁及び災害対策課に報告するものとする。

■報告の系統図



3 被害状況等の報告方法

- (1) 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた順から市→県→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合は、市防災行政無線、警察無線、又はその他の無線局を利用する。
- (3) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 現地偵察

- (1) 市災害対策本部は、激甚な被害が予想され、かつ、通信が不能である地域に移動無線を搬入し、現地の状況確認を行う。
- (2) 伊達警察署は、被災地の被害状況の把握を行う。市は必要に応じて、福島県消防防災ヘリコプター等を要請して、上空からの被害状況の把握を行う。

5 報告の内容と種類

(1) 市から県への報告

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。市からの報告の種類及び様式は、次のとおりとする。

1) 報告の種類

- ① 概況報告（被害速報）
被害が発生した場合に直ちに行う報告
- ② 中間報告
被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。
- ③ 確定報告
被害の状況が確定した場合に行う報告。

2) 報告の様式

- ① 報告様式は、別に定める被害報告書様式によるものとする。
- ② 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容で行うものとする。

第4節 通信の確保

(市民生活部、総務部、東日本電信電話(株)福島支店、伊達警察署、伊達地方消防組合)

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報連絡体制を最優先とし、連絡責任者を配置するなど、迅速、かつ円滑な通信連絡体制の整備に努めるものとする。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第1 1」を参照するものとする。

2 通信の統制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第1 2」を参照するものとする。

3 各種通信施設の利用

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第1 3」を参照するものとする。

第2 市防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第2 1」を参照するものとする。

2 市防災行政無線の運用

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第2 2」を参照するものとする。

第3 県防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第3 1」を参照するものとする。

2 県防災行政無線の運用

このことについては、「一般災害対策編 第2章第4節第3 2」を参照するものとする。

第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置

災害が発生した場合、又は通信の著しい集中による通話障害が発生した場合においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため必要な措置を講ずるものとする。

- 1 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話障害、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。
- 2 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音、再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(Web171)、災害用伝言サービス(iモード)を活用し、被災地に集中する通信量を分散する。

第5節 相互応援協力

(市民生活部、防災関係機関)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県との相互協力

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第1」を参照するものとする。

第2 国に対する応援要請

1 市長の応援要請

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第2 1」を参照するものとする。

2 手続き

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第2 2」を参照するものとする。

第3 市と防災関係機関との事前協議

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第3」を参照するものとする。

第4 市と公共的団体等との協力

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第4」を参照するものとする。

第5 他の地方公共団体への応援

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第5」を参照するものとする。

1 消防相互応援協定

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第5 1」を参照するものとする。

2 福島地方拠点都市地域構成市町村による相互援助協定等の締結

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第5 2」を参照するものとする。

3 「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」締結

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第5 3」を参照するものとする。

4 大規模災害時相互応援協定等の締結

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第5 4」を参照するものとする。

第6 緊急消防応援隊の派遣要請

1 応援要請

このことについては、「一般災害対策編 第2章第5節第6 1」を参照するものとする。

第6節 災害広報

(市民生活部、総務部、防災関係機関、報道機関)

災害時において、被災地市民、市民及び市外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するために、市及び防災関係機関は地震災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 市の広報活動

市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市民に対して広報車あるいは防災行政無線、有線放送、ラジオ・テレビ、ホームページ等特性の異なる複数の手段により、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に伝達するよう心掛けることが必要である。

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 市における避難に関する情報
 - ① 避難の勧告に関する事。
 - ② 収容施設に関する事。
 - ③ 指定された避難場所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ① 救護所の開設に関する事。
 - ② 交通機関及び道路の復旧に関する事。
 - ③ 電気、水道の復旧に関する事。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他市民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む）
 - ① 給水及び給食に関する事。
 - ② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関する事。
 - ③ 防疫に関する事。
 - ④ 臨時災害相談所の開設に関する事。
 - ⑤ 被災者への支援策に関する事。

第2 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報を要請するものとする。

第7節 消火活動

(市民生活部、伊達地方消防組合、消防団)

地震によってもたらされる二次災害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害をなくするため、市は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 伊達地方消防組合による消防活動

伊達地方消防組合は、消防活動機関の最前線にあり、地震火災に対して総力を挙げて消防活動に当たるとともに、消防団を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転進・移動のための通路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

伊達地方消防組合と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

市内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には、住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防団は、消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

伊達地方消防組合による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、市民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、市民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

伊達地方消防組合は、単独での消火活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

1 市長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって県知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

市は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして県知事に要請する。

- ① 火災の状況及び応援要請の理由
- ② 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ① 緊急消防援助隊の誘導方法
- ② 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ③ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第8節 救助・救急

(市民生活部、伊達地方消防組合、消防団、その他防災関係機関)

地震災害発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を最優先に投入することにより、救助活動を実施する。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、市民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等における救助活動

- 1 このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第1 1」を参照するものとする。
- 2 建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 市（消防機関を含む）による救助活動

- 1 このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第2 1」を参照するものとする。
- 2 このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第2 2」を参照するものとする。
- 3 市は、予想される災害、特に建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立、建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。
 - (2) 地震による土砂崩れ、なだれ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
 - (3) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
 - (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
 - (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 伊達地方消防組合による救助・救急活動

- 1 救助・救急活動
このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第3 1」を参照するものとする。
- 2 救助・救急における出動
このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第3 2」を参照するものとする。
- 3 救急・救助体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第3 3」を参照するものとする。

第4 広域応援

このことについては、「一般災害対策編 第2章第8節第1 4」を参照するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣要請

(市民生活部、陸上自衛隊福島駐屯地)

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第1 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の要求要領

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害派遣要請の基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第2 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の範囲及び活動内容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第2 2」を参照するものとする。

第3 災害派遣の受入体制

1 このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第3 3」を参照するものとする。

4 市における自衛隊との連絡体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第3 4」を参照するものとする。

5 派遣部隊の受入れ

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第3 5」を参照するものとする。

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第4」を参照するものとする。

第5 派遣部隊の撤収

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第5」を参照するものとする。

第6 経費の負担区分

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第6」を参照するものとする。

1 県、市の負担

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第6 1」を参照するものとする。

2 部隊の負担

このことについては、「一般災害対策編 第2章第9節第6 2」を参照するものとする。

第10節 避難

(市民生活部、健康福祉部、教育部、こども部、伊達警察署、伊達地方消防組合、陸上自衛隊福島駐屯地、防災関係機関、社会福祉協議会)

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、妊婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められる。

第1 避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示

市長は、地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示を行う。

1 避難の実施機関

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第1 1」を参照するものとする。

2 指定行政機関等による助言

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第1 2」を参照するものとする。

3 避難のための勧告及び指示の内容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第1 3」を参照するものとする。

4 避難措置の周知等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第1 4」を参照するものとする。

5 避難勧告等の解除

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第1 5」を参照するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 指定行政機関等による助言

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第2 1」を参照するものとする。

2 警戒区域の設定権者

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第2 2」を参照するものとする。

3 警戒区域設定の時期及び内容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第2 3」を参照するものとする。

4 警戒区域設定の周知

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第2 4」を参照するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第3 1」を参照するものとする。

2 避難指示等の伝達

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第3 2」を参照するものとする。

3 避難誘導の方法

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第3 3」を参照するものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第3 4」を参照するものとする。

5 避難道路の通行確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第3 5」を参照するものとする。

第4 避難所の設置

1 実施機関

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第4 1」を参照するものとする。

2 市長の措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第4 2」を参照するものとする。

3 避難所の運営

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第4 3」を参照するものとする。

4 避難所での生活が長期化する場合の対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第4 4」を参照するものとする。

5 指定避難所以外の被災者への支援

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第4 5」を参照するものとする。

第5 避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第5 1」を参照するものとする。

2 避難及び避難誘導

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第5 2」を参照するものとする。

第6 避難所における配慮等

1 避難所のユニバーサルデザイン化等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第6 1」を参照するものとする。

2 医療・救護、介護・援護措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第6 2」を参照するものとする。

3 メンタルヘルスケアの実施

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第6 3」を参照するものとする。

4 保健師、医師等による巡回

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第6 4」を参照するものとする。

5 相談窓口の開設

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第6 5」を参照するものとする。

6 施設・設備の整備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第6 6」を参照するものとする。

第7 安否情報の提供等**1 照会による安否情報の提供**

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第7 1」を参照するものとする。

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

このことについては、「一般災害対策編 第2章第10節第7 2」を参照するものとする。

第11節 医療（助産）救護

（市民生活部、健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部）

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第1」を参照するものとする。

第2 医療（助産）救護活動

1 市の活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第2 1」を参照するものとする。

2 日本赤十字社福島県支部

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第2 2」を参照するものとする。

3 医療（助産）活動の原則

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第2 3」を参照するものとする。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の手順

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第3 1」を参照するものとする。

2 医療スタッフ等の搬送

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第3 2」を参照するものとする。

第4 医薬品等の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第4」を参照するものとする。

第5 血液製剤の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第5」を参照するものとする。

第6 人工透析の供給確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第6」を参照するものとする。

第7 広域的救護活動の調整

このことについては、「一般災害対策編 第2章第11節第7」を参照するものとする。

第12節 道路の確保（道路障害物除去等）

（建設部、産業部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所、陸上自衛隊福島駐屯地）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救助活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関との協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路に先駆けて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「第1章第12節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線及び市指定の緊急輸送路線（第1次確保路線、第2次確保路線）とする。

第2 資機材の確保

1 市

市は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図るものとする。

なお、市建設業協会等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について国、県、他市町村と調整を図るものとする。

2 国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所

国土交通省福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、災害時の応急復旧が可能なように資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

1 市

市は、市内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、所管する国、県に報告する。

県の緊急確保路線については、国、県の関係機関の協力を得、第1次確保路線から順次開通作業を実施する。また、場所によって第1次確保路線から開通する事が困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通作業を実施する。市の緊急確保路線についても同様に第1次確保路線から順次開通作業を行うものとする。

なお、被害状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で緊急輸送路としての確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び専用工作物管理者等が協力しあい、交通の確保に努める。

2 国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所

国土交通省福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施し、道路情報の収集に努める。被害があった場合には、確保

路線の開通作業を実施する。

第13節 緊急輸送対策

(市民生活部、建設部、産業部、上下水道部、伊達警察署)

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。
このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第1」を参照するものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第1 1」を参照するものとする。

2 緊急輸送活動の対象

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第1 2」を参照するものとする。

3 輸送に当たっての配慮事項

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第1 3」を参照するものとする。

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第2 1」を参照するものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第2 2」を参照するものとする。

3 ヘリコプター臨時発着場の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第2 3」を参照するものとする。

第3 輸送手段の確保

1 市の確保体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第3 1」を参照するものとする。

2 防災関係機関の確保体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第3 2」を参照するものとする。

第14節 警備活動及び交通規制措置

(市民生活部、伊達警察署)

地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 警備活動

1 警備体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第13節第1 1」を参照するものとする。

2 警備活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第13節第1 2」を参照するものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

このことについては、「一般災害対策編 第2章第13節第2 1」を参照するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第2 2」を参照するものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第2 3」を参照するものとする。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第12節第2 4」を参照するものとする。

第15節 防疫及び保健衛生

(市民生活部、健康福祉部)

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所、仮設住宅等における生活上の保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健活動を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 市の業務

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第1 1」を参照するものとする。

第2 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の編成及び指揮

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第2 1」を参照するものとする。

2 食品衛生監視活動内容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第2 2」を参照するものとする。

第3 栄養指導

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第3」を参照するものとする。

1 栄養指導班の編成

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第3 1」を参照するものとする。

2 栄養指導活動内容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第3 2」を参照するものとする。

第4 保健指導

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第4」を参照するものとする。

第5 精神保健活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第5」を参照するものとする。

1 被災者のメンタルヘルスケア

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第5 1」を参照するものとする。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第5 2」を参照するものとする。

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第6」を参照するものとする。

第7 動物（ペット）救護対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第7」を参照するものとする。

第8 防疫及び保健衛生協力体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第2章第14節第8」を参照するものとする。

第16節 廃棄物処理対策

(市民生活部)

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第1 1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第1 2」を参照するものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性廃棄物

生ごみ等腐敗性廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、無計画な処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第2 1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第2 2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第2 3」を参照するものとする。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの仮置場、リサイクルのための分別を行うための仮置き場の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

がれき等については、原則として排出者自らが市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が収集処理を行う。

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、市はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、市外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県や近隣市町とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生する恐れがあるので、県の協力を得てその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関連機関を指導する。

特に石綿については、市は有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体などを行うよう指導・助言するものとする。

市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第3 1」を参照するものとする。

2 復旧対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第3 2」を参照するものとする。

第5 応援体制の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第15節 第4」を参照するものとする。

第17節 救援対策

(健康福祉部、教育部、上下水道部、産業部、出納部、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会)

災害により生活に必要な物資が直接被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難になることが予想される。そのような状況において、市民の基本的な生活を確保し、人心の安定を図るため、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

また、指定避難所に避難している被災者だけでなく、指定避難所以外への避難者又は在宅被災者への供給にも配慮する。

これら救援対策の実施に当たっては、県の広域的総合的な援助のもと、市民に最も身近な行政主体である市が主体となって救援に当たる。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第1 1」を参照するものとする。

2 飲料水の応急給水活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第1 2」を参照するものとする。

3 生活用水の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第1 3」を参照するものとする。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第2 1」を参照するものとする。

2 調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第2 2」を参照するものとする。

3 食品給与対象者の把握

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第2 3」を参照するものとする。

4 整備帳簿類

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第2 4」を参照するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第3 1」を参照するものとする。

2 生活必需物資等の範囲

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第3 2」を参照するものとする。

3 生活必需物資等の調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第3 3」を参照するものとする。

4 協定に基づく応急物資の調達

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第3-4」を参照するものとする。

第4 義援物資及び義援金の受入れ**1 義援物資の受入れ**

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第4-1」を参照するものとする。

2 義援金の受入れ

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第4-2」を参照するものとする。

第5 消防防災ヘリコプターの受け入れ体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第16節 第5」を参照するものとする。

第18節 被災地の応急対策

(市民生活部、建設部、健康福祉部、市指定金融機関等、日本郵政グループ)

被災地内の市民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。
また、市民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

第1 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第1-1」を参照するものとする。

2 道路における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第1-2」を参照するものとする。

3 河川における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第1-3」を参照するものとする。

4 除去した障害物の集積

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第1-4」を参照するものとする。

5 関係機関との連携

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第1-5」を参照するものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

1 応急仮設住宅の建設

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第2-1」を参照するものとする。

2 住宅の応急修理

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第2-2」を参照するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第2-3」を参照するものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第3-1」を参照するものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第3-2」を参照するものとする。

3 相談業務の内容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第17節 第3-3」を参照するものとする。

第19節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

(市民生活部、健康福祉部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団)

市は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 一般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第1 1」を参照するものとする。

2 伊達医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第1 2」を参照するものとする。

3 広域的な遺体処理体制の整備

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第1 3」を参照するものとする。

第2 行方不明者の捜索

1 捜索活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第2 1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用の場合の捜索活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第2 2」を参照するものとする。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第3 1」を参照するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第3 2」を参照するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第3 3」を参照するものとする。

4 伊達警察署の対応

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第3 4」を参照するものとする。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬・埋葬実施基準

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第4 1」を参照するものとする。

2 災害救助法が適用される場合の遺体の火葬・埋葬

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第4 2」を参照するものとする。

第5 災害弔慰金の支給

このことについては、「一般災害対策編 第2章第18節 第5」を参照するものとする。

第20節 生活関連施設の応急対策

(市民生活部、建設部、上下水道部、東北電力(株)福島営業所、市内LPガス販売事業者、東日本旅客鉄道(株)及び阿武隈急行(株)、東日本電信電話(株)福島支店)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第1」を参照するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第1 1」を参照するものとする。

2 応急復旧のための支援要請

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第1 2」を参照するものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第1 3」を参照するものとする。

第2 下水道施設等応急対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第2」を参照するものとする。

1 要員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第2 1」を参照するものとする。

2 応急対策用資機材の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第2 2」を参照するものとする。

3 復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第2 3」を参照するものとする。

4 広報

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第2 4」を参照するものとする。

第3 電気施設応急対策

1 災害対策組織の設置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 1」を参照するものとする。

2 要員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 2」を参照するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 3」を参照するものとする。

4 災害時における広報

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 4」を参照するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 5」を参照するものとする。

6 災害時における危険予防措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 6」を参照するものとする。

7 復旧計画

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第3 7」を参照するものとする。

第4 ガス施設（LPガス）応急対策

1 出動体制

震度4弱以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 社団法人福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

地震等により災害が発生し、被害の状況が一定以上の規模になると認められる場合又は会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して注意事項及び協力依頼事項等についてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報を行うこと。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビの他、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 地震発生直後の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車等を通じて「ガス栓や器具栓を閉めて、ガスの火を消すこと。」などを広報するものとする。

(3) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報を行うものとする。

- ① ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。
- ② LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を迅速、かつ、的確に把握し、被害状

況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

- ① 販売区域の被害規模に関する情報の収集
- ② 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

- ① 人身災害発生情報、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
- ② 対外対応状況（市の災害対策本部、その他の公共団体、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- ③ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第4-5」を参照するものとする。

第5-1 鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕 応急対策

1 災害応急体制の確立

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第5-1-1」を参照するものとする。

2 乗客の救援、救護

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第5-1-2」を参照するものとする。

第5-2 鉄道施設〔阿武隈急行株式会社〕 応急対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第5-2」を参照するものとする。

第6 電気通信施設等 応急対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第6」を参照するものとする。

1 電話（通信）の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第6-1」を参照するものとする。

2 電話（通信）の応急措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第6-2」を参照するものとする。

3 災害時の広報

このことについては、「一般災害対策編 第2章第19節 第6-3」を参照するものとする。

第2.1節 道路、河川管理施設等及び公共建築物の応急対策

(市民生活部、建設部、産業部、伊達警察署、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所)

地震災害時においては、道路・橋梁施設を災害から防護すると共に、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 市管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は、地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

市は、市の管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告を行うほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、伊達警察署、伊達地方消防組合、自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

また、上水道、電気、ガス、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

市は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

2 国及び県管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

市は、市内の国及び県管理道路に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、早急に被害状況を把握し、県（保原土木事務所）及び国（国土交通省福島河川国道事務所）に連絡し、緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通の確保に努める。

(2) 応急対策

① 道路の被害状況等を速やかに把握し、国及び県の関係機関に連絡する。

② 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

③ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占有の施設に被害が発生した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、広報等、市民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

3 主要農道、主要林道応急対策計画

(1) 基本方針

市は、地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。特に農道のうち生活道路については優先して行き、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

- ① 市は、市内農道、林道の被害状況等を速やかに把握し、県の関係機関へ連絡する。
- ② 道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 交通規制

市は、通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

4 交通安全施設応急対策計画

(1) 基本方針

伊達警察署は、地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び交通安全施設の整備を推進する。

(2) 応急対策

- ① ヘリコプターによる被害状況の把握
テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。
- ② 信号機等の応急復旧
交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、緊急輸送道路を優先して、順次復旧するものとする。
- ③ 交差点における交通整理
被災地内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図り、被災地域住民の不安の解消に努める。
- ④ 交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供
道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。
- ⑤ 報道機関に対する交通（道路）情報の提供
報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビ等を通じて被災地域内への一般車両の流入抑制を図る。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設応急対策

(1) 基本方針

市は、県及び消防関係機関と連携し河川管理施設の地震による被害を軽減するため、消防団の協力を求め水防活動を行う。また、堤防等が破壊、損壊などの被害を受けた場合においては、施設の応急復旧に努める。

(2) 応急対策

市は、消防団による水防活動が十分に行われるよう保原土木事務所と十分な情報の交換を図り、水防上必要な器具、資材等の応援要請、技術的支援などを要請する。また、市が行う

応急復旧についても技術的な支援を行う。

(3) 復旧計画

- ① 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、計画に基づき従前の効用を回復させる。
- ② 被災した状況を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全の向上を図る。

2 国及び県管理河川の応急対策計画

(1) 基本方針

国土交通省福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、地震による被害を軽減するため、市及び消防関係機関等の水防活動が円滑に十分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防等の河川管理施設が崩壊などの被害を受けた場合にも応急復旧に努める。

- ① 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- ② 水門、樋門等に対する遅滞のない操作
- ③ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(2) 応急対策

県及び市の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与えるなど調整にあたる。また並行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

- ① 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、計画に基づき従前の効用を回復させる。
- ② 被災した状況を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全の向上を図る。

3 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

市は、県と連携し、地震により砂防施設等に被害が発生、又は発生する恐れがある場合には、砂防施設の震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ関係機関等と協力し土砂災害危険箇所の点検も実施する。

(2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、砂防施設の被災、又は斜面崩壊等により二次災害発生のおそれがある場合には、県や関係機関と協力し速やかに応急対策に努めるものとする。

4 ため池施設応急対策

- (1) ため池管理者は、震度4弱以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市長に報告する。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。
- (2) ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、市長の指示のもと、下流域の市民に通報後速やかに緊急放流や応急工事を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため自

主的な災害対策活動を行い、被害の軽減を図る。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を策定して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 応急修理

(1) 被害状況の把握

施設の管理者は、被害状況を速やかに調査して市長に報告する。

(2) 応急修理

軽易な被害については、施設の管理者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、市と協議のうえ修理を行うものとする。

第2.2節 文教対策

(教育部、こども部)

教育部及びこども部、学校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第1.1」を参照するものとする。

2 教職員の対応、指導基準

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第1.2」を参照するものとする。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.1」を参照するものとする。

2 被害状況の把握及び報告

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.2」を参照するものとする。

3 児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.3」を参照するものとする。

4 教育施設の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.4」を参照するものとする。

5 教員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.5」を参照するものとする。

6 学用品の確保のための調査

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.6」を参照するものとする。

7 避難所として使用される場合の措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.7」を参照するものとする。

8 授業料の減免

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.8」を参照するものとする。

9 私立学校等（私立保育園・幼稚園・高校）

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第2.9」を参照するものとする。

第3 文化財の応急対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.0節 第3」を参照するものとする。

第23節 要配慮者対策

(市民生活部、健康福祉部、こども部、総務部、社会福祉協議会)

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第1」を参照するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第2」を参照するものとする。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第3」を参照するものとする。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第4 1」を参照するものとする。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第4 2」を参照するものとする。

3 児童の保護等のための情報伝達

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第4 3」を参照するものとする。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第5 1」を参照するものとする。

2 安否確認

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第5 2」を参照するものとする。

3 情報提供

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第5 3」を参照するものとする。

4 相談窓口の開設

このことについては、「一般災害対策編 第2章第21節 第5 4」を参照するものとする。

第2.4節 ボランティアとの連携

(市民生活部、健康福祉部、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会)

大規模な地震により大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.2節 第1.1」を参照するものとする。

2 情報提供

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.2節 第1.2」を参照するものとする。

3 活動拠点の提供

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.2節 第1.3」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.2節 第2」を参照するものとする。

第3 ボランティア保険の加入促進

このことについては、「一般災害対策編 第2章第2.2節 第3」を参照するものとする。

第25節 危険物施設等災害応急対策

(市民生活部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団、市内危険物取扱事業者)

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第1 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第1 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第1 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第1 4」を参照するものとする。

5 市その他防災関係機関の対応

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第1 5」を参照するものとする。

第2 火薬類施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第2 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第2 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第2 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第2 4」を参照するものとする。

第3 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第3 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第3 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第3 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第3 4」を参照するものとする。

第4 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第4 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第4 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第4 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 第4 4」を参照するものとする。

第26節 災害救助法の適用等

(市民生活部)

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の決定を求める。

これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第1 1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用における留意点

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第1 2」を参照するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第2 1」を参照するものとする。

2 住家減失世帯の算定等

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第2 2」を参照するものとする。

第3 災害救助法の適用手続き

1 市

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第3 1」を参照するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

1 救助の種類

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第4 1」を参照するものとする。

2 職権の委任

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第4 2」を参照するものとする。

3 救助費の繰替支弁

このことについては、「一般災害対策編 第2章第24節 第4 3」を参照するものとする。